

## 「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針（案）」 への意見

団体名：特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)

E-mail address：[casa@netplus.ne.jp](mailto:casa@netplus.ne.jp)

住所：大阪市中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル 1 階

### 全体にわたるコメント

1. 共同実施、クリーン開発メカニズムとも、京都議定書のもとで温室効果ガスの削減をはかることを目的としたしくみである。さらに、発展途上国で実施されるクリーン開発メカニズムにおいては、発展途上国の持続可能な発展の達成を支援することも目的としている。日本政府は、京都メカニズムの利用の補完性の確保を含め、環境保護と発展途上国の持続可能な発展の達成を支援するための京都メカニズムの利用に関する具体的な政策を早急に策定すべきである。このような政策は、それが環境保護と発展途上国の持続可能な発展に資するものであるかについて、戦略的アセスメントを経たうえで策定されるべきである。
2. 共同実施事業のうち、6条監督委員会ではなく、事業受入国が検証を行うタイプの事業については、マラケシュ合意の定める国際規則は詳細な定めをおいておらず、また、本指針案にも言及されていない。このような検証手続を経る共同実施事業についての指針が必要であり、事業受入国（ホスト国）における事業実施が十分な環境と社会への配慮の上で実施されるような手続を定めることが不可欠であると考え。原則として事業受入国のもとで、その国内法にしたがって環境と社会への配慮が払われるとしても、事業受入国に必ずしも十分な手続がない場合や手続があっても実施されない場合などが想定される。
3. 環境影響評価の実施、関係住民の意見聴取が行われたことを確認する手続など、事業受入国（ホスト国）において、重大な環境損害や、地域住民の人権侵害など重大な社会問題が生じるおそれがないよう確保し、重大な環境影響や社会問題が生じる恐れのある場合には事業そのものを実施しないこと、事業の実施後も重大な環境影響や人権侵害が生じた場合は直ちに事業を中止することを保障する手続を定めるべきである。共同実施事業のうち6条監督委員会による検証を経る事業、CDM事業については、かかる趣旨から、マラケシュ合意において一定の手続が定められているが、できるだけ早い日本政府による承認の段階においてかかる確認がなされることは、日本政府が承認した事業が海外において環境や人権を損なうものとなることを事前に防止するに資する。また、いずれ類似の手続を経なければ事業を遂行できないことに鑑みると、事業者にとっても特段の負担を負わせるものではないと考える。
4. 透明性を確保するために連絡会のホームページを作り、承認された事業だけではなく、承認申請した事業に関する申請用紙や関連書類すべての情報を公開するしくみを作る

べきである。また、どの事業が承認申請手続きのどの段階にあるかもトレースできるように情報公開すべきである。

5. 市民および事業者など一般から広く意見を求め、承認手続きの定期的見直しを行うべきである。

1 ページ、30 行 1. JI 及び CDM に係る事業の申請、(7)

この指針のもとでは、京都メカニズム活用連絡会構成官庁が共同して事業承認を決定するが、事業受入国の環境に重大な損害を与えるおそれがある場合など、環境保全の観点から環境省が異議を申し立てることができ、環境省から異議ある場合には承認ができないといった、環境保全の観点からの事業承認手続における環境省の権限を明記すべきである。

2 ページ、8～11 行 2. 承認基準(1)(2)

1. 承認基準は、(1) プロジェクトの内容が京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に反しないこと、(2) プロジェクト実施主体が、プロジェクトの的確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこととのみ記載されている。承認を求める事業者の利益の観点からも、承認の基準はより明確で、裁量の無い形で定められるべきである。
2. 前述の共同実施およびクリーン開発メカニズムの目的に鑑みると、少なくとも事業承認の段階で、事業受入国(ホスト国)において、重大な環境損害や、地域住民の人権侵害など重大な社会問題が生じるおそれがないことを示すことを事業承認の要件とし、承認の手続の過程でそのことが確認できるようにするとともに、後日第三者の申し立てなどによりこの条件を満たさない事業であることが判明した場合には承認を取り消すことが必要である。共同実施、クリーン開発メカニズムの事業主体が法人であっても、日本政府が「承認」するという行為であるがゆえに、承認された事業の遂行により上記のような問題が生じた場合、場合によっては、承認を与えた日本政府の法的責任、少なくとも政治的責任、道義的責任を問われうることが留意されるべきである。

5 ページ、5 行 6) ホスト国の持続可能な開発の達成の支援

「ホスト国の持続可能な開発の達成の支援」については、現地住民の自立的発展にどのように寄与するかを具体的に記載させること。

5 ページ、8 行 C. 環境への影響

1. 「環境への影響」については、少なくとも以下の事項を記載すること。
  - ・ 日本の環境影響評価法の環境要素の全ての区分に関し、プロジェクトにより影響が出る可能性のある指標を全て列挙
  - ・ 植林については生物多様性への配慮状況について

- ・ 各指標のプロジェクト前後の変化予測
  - ・ いずれの指標においても悪化がないと判断するに足る理由（そのための対策など）
  - ・ 事後に予測に反して環境悪化が見られた場合の追加対策
  - ・ 代替案の検討状況
  - ・ 環境影響評価担当者の氏名、所属
  - ・ 環境影響評価プロセスの透明性の確保
  - ・ ホスト国内での日英及びホスト国の母語での環境影響評価書の公表（インターネットを含む）と住民の意見聴取
  - ・ 同評価に関する第三者レビューとして、ホスト国とドナー国それぞれ最低1団体ずつ、環境分野に専門的知見を持ち、かつ事業者と利害関係のない環境NGOの意見
2. 「環境への影響」の後に「現地住民への社会的悪影響」という項目を追加し、少なくとも以下の事項を記載すること
- ・ プロジェクトにより影響が出る可能性のある項目を全て列挙
  - ・ 各項目のプロジェクト前後の変化予測
  - ・ いずれの項目においても悪化がないこととそう判断するに足る理由
  - ・ 代替案の検討状況
  - ・ 同評価に関する第三者評価の実施状況を明らかにするため、ホスト国とドナー国それぞれ最低1団体ずつ、社会的分野に専門的知見を持ち、かつ事業者と利害関係のないNGOの意見

6 ページ、1～4行 C. プロジェクト効果の見込み

「ベースラインの考え方」についてはその考え方を採用した理由を示すこと。

「プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測」の後に「ベースラインとの差」を設定し、以下を記載すること。

- ・ 予測の根拠
- ・ 不確実性の程度
- ・ 代替案の検討状況及び代替案における削減量及び不確実性の大ききかな評価。代替案の削減量が採用プロジェクトよりも大きい場合にはそれを採用しなかった理由
- ・ リークエージがないこと、及びそう判断した理由

小規模プロジェクト（マラケシュ合意で規定された規模要件を満たすもの）のみ、以下のように簡素化を図ることが必要である。

8 ページ、24行 C. 環境への影響

1. 「環境への影響」については、小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図ることとすること
  - ・ プロジェクトによる環境影響、及び悪化がないと判断するに足る理由（そのための対策など）
  - ・ 事後に予測に反して環境悪化が見られた場合の追加対策
  - ・ 1万5千KW未満であっても貯水式水力発電所建設においては水没地域の植生など、及び代替地での対策について記載すること
  - ・ 1万5千KW未満であっても水路式水力発電所建設（河川等から水を引かないものを除く）においては水路と並行する河川等の本流の影響について記載すること
2. 「環境への影響」の後に「現地住民への社会的悪影響」という項目を追加するものの、小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図ることとすること
  - ・ プロジェクトによる社会的影響、及び悪化がないと判断するに足る理由（そのための対策など）
  - ・ 1万5千KW未満であっても貯水式水力発電所建設においては水没地域周辺住民への影響、及び移住先の対策について記載すること
  - ・ 1万5千KW未満であっても水路式水力発電所建設（河川等から水を引かないものを除く）においては水路と並行する河川等の本流の変化が現地住民に悪影響を及ぼさないかどうかについて記載すること

9ページ、6行 A. ベースラインの考え方及び排出量又は吸収量予測

「ベースラインの考え方」については、小規模プロジェクトのみ、以下のように簡素化を図ることとすること

- ・ その考え方を採用した理由を示すこと

9ページ、9行 B. プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測

「プロジェクトを実施した場合の排出削減量又は吸収量予測」の後に「ベースラインとの差」を設定し、以下を記載すること

- ・ 予測の根拠
- ・ リークエージがないこと、及びそう判断した理由